

家族の絆を深める想いの相続を！
月刊ニューズレター

想 続

Vol.3 (2010年12月1日)

発行：一般社団法人 日本想続協会

〒107-0051 東京都港区元赤坂 1-4-1 岡野ビル 4F

TEL 03-3404-1225 FAX 020-4664-9664

E-mail info@uchida-ac.com (担当：内田)

☆定期購読（無料）をご希望の方は上記へどうぞ！

奉行所にて

江戸時代。親を亡くした兄弟が、遺産分配の争いで、奉行所に訴えた。

二人に呼出しがかかったのは、嚴冬の早朝だった。

同じ部屋に入れられているが、お互い物も言わなければ、見向きもしない。

火の気のない室の寒さは、身を切るようだ。

ところがどうしたことか。夜になっても、沙汰がない。

「寒いのを。どうしたんだ」

「本当になあ。いつまで待たしやがるのか。馬鹿にしていやがる」

どちらからともなく、話かける。

「こんな筈ではなかった。呼出しがあるまで話そうや」

「うん」

「どうも、オレが少し強引だった」

「それでもないよ。弟の分際で、欲深いことをいったから」

「いや、できるだけやるまいと、頑張ったオレが悪かったのだ」

「兄さんは、親の面倒も看てくれたのだから、多く取るのが当たり前だ。」

少しでも貰えたら、喜ばねばならんオレなのに、妻が、差し出口をしたばかりに、
こんなケンカになっちゃって」

「いや、オレの方も“やることはいらん”と妻が、いらぬ口をたたくもんだから。

親が生きていたら、どんなに悲しむだろうなあ」

「本当にいままで、仲良く暮らしていたのに、どうしてこんなことになったのか。

申し訳ない。オレは何もいらぬよ」

「いや、親心を思えば、お前に半分やるのが当たり前だ。

こんなことで争うのは、もう、よそう」

「オレも賛成だ。そうしよう」

話がまとまった時、廊下に足音がして、使者は、こう伝えた。

「今日は、お奉行さまご多忙で、お調べがありません。

後日、呼出しのあるまで、お待ち下さい」

陰から和解を、奉行は待っていたのだ。

☆ ☆ ☆

仏教講師の、おかもん先生から教えていただいたお話です。

現代の家庭裁判所も、こんな粋なお裁きをしてくださると良いのですが。

(税理士 内田 麻由子)